

参考資料4 改善基準告示の見直しの方角性について(一覧表)

第3回 労働政策審議会労働条件分科会
自動車運転者労働時間等専門委員会トラック作業部会

厚生労働省 労働基準局 監督課

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

1年、1ヶ月の拘束時間について

タクシー

現行

【日勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：299時間
※ 299時間＝195時間＋104時間

【隔勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262時間
- ▷ 地域的事情その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270時間まで延長できる。
※ 262時間＝195時間＋67時間
※ 270時間＝195時間＋75時間

(参考) 1ヶ月の法定労働時間と休憩時間(平均)について
1年間の法定労働時間：40時間×52週＝2,080時間
年間の休憩時間：2,080時間÷8時間＝260時間
1ヶ月の法定労働時間と休憩時間
：(2,080時間＋260時間)÷12ヶ月＝195時間

- ※ 所定労働日数が異なり、休憩時間を法定より多く設定している事業場もあるため、ここで示している計算式及び数値はあくまでも「目安」である。

案

【日勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：288時間
※ 288時間＝195時間＋93時間

【隔勤】

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：262時間
- ▷ 地域的事情その他の特別な事情がある場合、労使協定を締結し、年6回270時間まで延長できる。



バス

現行 ※バスは、乗合バス、貸切バス、高速バスの種類がある

- ▷ 4週平均1週の拘束時間：65時間
(月換算(平均)281時間に相当)
- ▷ 貸切バス・高速バスについては、労使協定を締結し、年52週のうち16週まで、4週平均1週71.5時間(月換算(平均)309時間に相当)まで延長できる。
※ 281時間＝195時間＋86時間
※ 309時間＝195時間＋114時間

案

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：年3,300時間を超えない範囲で281時間
- ▷ 貸切バス・高速バス・乗合バス(※)については、労使協定を締結し、年3,400時間を超えない範囲で、年6回294時間まで延長できる。
(※)乗合バスにあつては、一時的な需要のあるときに限る。
- ▷ 4週平均1週の拘束時間：年3,300時間を超えない範囲で65時間
- ▷ 貸切バス・高速バス・乗合バス(※)については、労使協定を締結し、年3,400時間を超えない範囲で、年52週のうち26週まで、4週平均1週67時間まで延長できる。
(※)乗合バスにあつては、一時的な需要のあるときに限る。



トラック

現行

- ▷ 1ヶ月の拘束時間：293時間
- ▷ 1ヶ月の拘束時間は、労使協定を締結し、年3,516時間の範囲で年6回320時間まで延長できる。

- ※ 293時間＝195時間＋98時間
- ※ 320時間＝195時間＋125時間

1日の拘束時間、休息期間について

タクシー

現行

【日勤】

- ▷ 休息期間：8時間
- ▷ 拘束時間：13時間
(最大16時間)



案

【日勤】

- ▷ 休息期間：11時間
(週3回まで9時間)
- ▷ 拘束時間：13時間
(週3回まで15時間)

【隔勤】

- ▷ 休息期間：20時間
- ▷ 拘束時間：21時間

- ▷ 休息期間：20時間
- ▷ 拘束時間：21時間

追加案

【日勤】

- ▷ 休息期間
 - ・ 9時間以上
 - ・ 11時間以上とするよう努めること。
- ▷ 拘束時間
 - ・ 13時間 (最大15時間)
 - ・ 2日以上連続して14時間を超えてはならない。

【隔勤】

- ▷ 休息期間：20時間
- ▷ 拘束時間：21時間

バス

現行

- ▷ 1日の休息期間：8時間
- ▷ 1日の拘束時間：13時間
(最大16時間)
- ▷ 1日の拘束時間の延長回数：15時間超えは週2回まで



案

- ▷ 休息期間
 - ・ 1日の休息期間については、原則11時間としつつ、これによらない場合の上限時間、回数等について別途設ける。
- ▷ 拘束時間
 - ・ 1日の拘束時間については、休息期間と同様の考え方で設定する。

追加案

- ▷ 休息期間
 - ・ 9時間以上
 - ・ 11時間以上とするよう努めること。
- ▷ 拘束時間
 - ・ 13時間 (最大15時間)
 - ・ 2日以上連続して14時間を超えてはならない。

トラック

現行

- ▷ 1日の休息期間：8時間
- ▷ 1日の拘束時間：13時間 (最大16時間)
- ▷ 1日の拘束時間の延長回数：15時間超えは週2回まで

運転時間、連続運転時間について

バス

現行

- ▷ 運転時間：2日平均9時間
4週平均1週40時間

(貸切バス、高速バスについては、労使協定があるときは、運転時間が52週について2,080時間を超えない範囲で、16週、4週平均1週44時間まで延長可)
- ▷ 連続運転時間：4時間

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の中断」が必要。1回につき10分以上、分割可)



案

- ▷ 運転時間：2日平均9時間
4週平均1週40時間

(貸切バス・高速バス・乗合バスについては、労使協定があるときは、運転時間が52週について2,080時間を超えない範囲で、16週、4週平均1週44時間(※)まで延長可)

(※)乗合バスにあつては、一時的な需要のあるときに限る。
- ▷ 連続運転時間：4時間

▷ ただし、高速バス・貸切バスの高速道路における連続運転時間は概ね2時間までとするよう努めること。(貸切バスの夜間運行は高速道路以外も含む)

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の中断」が必要。1回につき10分以上、分割可)

トラック

現行

- ▷ 運転時間：2日平均9時間
2週平均1週44時間
- ▷ 連続運転時間：4時間

(運転開始後、4時間以内又は4時間経過直後に30分以上の「運転の中断」が必要。1回につき10分以上、分割可)

特例について

バス

現行

- ▷ **分割休息特例**
業務の性質上、勤務の終了後8時間以上の休息を与えることが困難な場合、全勤務回数の2分の1を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。ただし、分割された休息は、1日において継続4時間以上、合計10時間以上とすること。
- ▷ **2人乗務の特例**
車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を20時間まで延長することができ休息期間を4時間まで短縮することができる。
- ▷ **隔日勤務の特例**
2暦日の拘束時間は21時間を超えてはならないものとする。ただし、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間について3回を限度に24時間まで延長できる。2週間における総拘束時間は126時間を超えないものとする。
- ▷ **フェリーの特例**
勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間のうち2時間については拘束時間、その他の時間については休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

案

- ▷ **分割休息特例**
業務の必要上、勤務の終了後9時間以上の休息を与えることが困難な場合には、当分の間、一定期間における全勤務回数の2分の1を限度に、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。この場合において、分割された休息は、1日において継続4時間30分以上、合計11時間以上とすること。
- ▷ **2人乗務特例**
車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を19時間まで延長することができ休息期間を5時間まで短縮することができる。
- ▷ **隔日勤務の特例**（現行どおり）
- ▷ **フェリー特例**
勤務の途中でフェリーに乗船する場合、**フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う**。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

トラック

現行

- ▷ **分割休息特例**
業務の性質上、勤務の終了後8時間以上の休息を与えることが困難な場合、全勤務回数の2分の1を限度として、休息期間を拘束時間の途中及び経過直後に分割して与えることができる。ただし、分割された休息は、1日において継続4時間以上、合計10時間以上とすること。
- ▷ **2人乗務の特例**
車両内に身体を伸ばして休息することができる設備がある場合、1日の最大拘束時間を20時間まで延長することができ休息期間を4時間まで短縮することができる。
- ▷ **隔日勤務の特例**
2暦日の拘束時間は21時間を超えてはならないものとする。ただし、夜間に4時間以上の仮眠を与える場合には、2週間について3回を限度に24時間まで延長できる。2週間における総拘束時間は126時間を超えないものとする。
- ▷ **フェリーの特例**
勤務の途中でフェリーに乗船する場合、フェリー乗船時間は、原則として休息期間として取り扱う。この休息期間は、与えるべき休息期間から減ずることができる。ただし、減算後の休息期間は、2人乗務の場合を除き、下船時刻から勤務終了時刻までの間の時間の2分の1を下回ってはならない。

その他

タクシー

現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

案

- ▷ 休日労働：2週間に1回

▷ 予期しえない事象

・事故、故障、災害等、あらかじめその発生を予測することができない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日または2暦日の拘束時間の規制の適用にあたっては、その対応に要した時間を拘束時間に含めないのでできる。（1日または2暦日の拘束時間を延長した場合にも、休憩期間の確保は必要）、（労働時間に応じた賃金の支払いは必要）

・なお、拘束時間に含めないのでできる時間の上限を設けることとする。

【具体的な事象の例】

- ・運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ・運転中に異常気象（降雨（30mm/h以上）、暴風（20m/s以上）、濃霧・風雪等の視界不良（視界が概ね20m以下）、警報発表時）が発生した場合

▷ 適用除外業務

大規模災害等に伴う「緊急輸送」、「緊急通行車両」の適用除外にバス、タクシーを含める。

バス

現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

案

- ▷ 休日労働：2週間に1回

▷ 予期しえない事象

・事故、故障、災害等、あらかじめその発生を予測することができない事象に遭遇し、一定の遅延が生じた場合には、客観的な記録が認められる場合に限り、1日の拘束時間、連続運転時間、運転時間（2日平均）の規制の適用にあたっては、その対応に要した時間を拘束時間に含めないのでできる。（労働時間に応じた賃金の支払いは必要）

・なお、拘束時間に含めないのでできる時間の上限を設けることとする。

【具体的な事象の例】

- ・運転中に乗務している車両が予期せず故障した場合
- ・運転中に予期せず乗船予定のフェリーが欠航した場合
- ・運転中に災害や事故の発生に伴い、道路が封鎖された場合、道路が渋滞した場合
- ・運転中に異常気象（降雨（30mm/h以上）、暴風（20m/s以上）、濃霧・風雪等の視界不良（視界が概ね20m以下）、警報発表時）が発生した場合

▷ 軽微な移動

交通上の理由から、運行計画上、予定していた駐車を変更して、軽微な移動を行う必要がある場合には、記録が認められる場合に限り、連続運転4時間あたり30分を限度として連続運転時間に含めないのでできる。

【具体的な事象の例】

- ・緊急通行車両の通行に伴い、交通上の理由から、停車位置を変更するため移動する場合
- ・他の車両の通行の妨げを回避するため、交通上の理由から、駅前ロータリー、荷待ち場所等において、予定していた停車位置を変更する場合

▷ 適用除外業務

大規模災害等に伴う「緊急輸送」、「緊急通行車両」の適用除外にバス、タクシーを含める。

トラック

現行

- ▷ 休日労働：2週間に1回

その他

タクシー（車庫待ち等について）

現行

【日勤】

（1ヶ月の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間 299時間 を、労使協定を締結し、322時間 まで延長できる。

※ 322時間 = 195時間 + 127時間

（1日の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
 - ・ 休息期間 継続20時間以上
 - ・ 16時間超えは1ヶ月7回以内
 - ・ 18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与

【隔勤】

（1ヶ月の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間（262時間、延長した場合は270時間）について、次の条件を満たせば、20時間 を加えた時間を延長できる。

- ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
- ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

※ 290時間 = 195時間 + 95時間

（2暦日の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。

- ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
- ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

案

【日勤】

（1ヶ月の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間 288時間 を、労使協定を締結し、300時間 まで延長できる。

※ 300時間 = 195時間 + 105時間

（1日の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。
 - ・ 休息期間 継続20時間以上
 - ・ 16時間超えは1ヶ月7回以内
 - ・ 18時間超えの場合、夜間に4時間以上の仮眠付与

【隔勤】

（1ヶ月の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、1ヶ月の拘束時間（262時間、延長した場合は270時間）について、次の条件を満たせば、10時間 を加えた時間を延長できる。

- ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
- ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

※ 280時間 = 195時間 + 85時間

（2暦日の拘束時間について）

- ▷ 車庫待ちは、次の条件を満たせば24時間まで延長できる。

- ・ 夜間4時間以上の仮眠付与
- ・ 21時間超えは労使協定により1ヶ月7回以内

タクシー（ハイヤーについて）

現行

時間外労働は、次の範囲内となるよう努めること。

- 1ヶ月： 50時間
- 3ヶ月： 140時間
- 1年間： 450時間

案

- ・ 労働基準法の時間外労働の上限規制（月45時間、年360時間、臨時的特別な事情がある場合には年960時間）を遵守し、時間外・休日労働時間を短くするよう努める必要があること。

- ・ 自動車運転者の疲労回復を図る観点から、一定の睡眠時間を確保できるよう、必要な休息期間を確保すること。